

## 事務組合を統合へ

西脇多可行政事務組合に一本化

4月からこうなる

北播磨清掃事務組合 (みどり園)

西脇多可行政事務組合

統合

西脇多可行政事務組合

※事務組合は、両市町が特定の業務を共同で担う特別地方公共団体。

事務の効率化を図るため、西脇市と多可町で構成する北播磨清掃事務組合と西脇多可行政事務組合を4月1日(木)から統合します。

現在、北播磨清掃事務組合はごみの収集や焼却処分をしており、西脇多可行政事務組合は介護や障害の認定審査会業務を担うほか、休日急患センターや広域斎場を運営しています。

### 統合後のポイント

- 施設名称の「みどり園」や、ごみの搬入受け付け時間(午前9時~正午と午後1時~4時)は変わりません。
- 「北播磨清掃事務組合」の名前が入った指定収集ごみ袋は、引き続き使用できます。
- みどり園(西脇市富吉南町262-1)内に事務局を設置します。

- ◆業務課(☎23-2808/☎23-3941) ごみの収集運搬や処分、広域斎場の管理運営など
- ◆認定審査課(☎23-2808) 介護認定審査会と障害認定審査会の運営など
- ◆資源循環課(☎22-8801) 新ごみ処理施設の設置に関する業務など



## 貸館業務など終了へ

3施設が庁舎移転のため

今年5月の新庁舎・市民交流施設オリナスの開館に伴い、市民会館と生涯学習まちづくりセンターの貸館業務を終了し、健康づくりセンターの健康広場を閉鎖します。今後は、オリナスや播磨内陸生活文化総合センタードウジウム、総合市民センターなどをご利用ください。

### ◆問合せ

- 生涯学習課 (総合市民センター内/☎22-5996)
- 健康課 (市役所内線354)
- まちづくり課 (市役所内線521)

### 《市民会館》



### 《健康づくりセンター・健康広場》



### 《生涯学習まちづくりセンター》



# 土曜日臨時窓口開設

窓口が混み合う時期に

### ◆開設日時

3月20日、27日、4月3日、10日/いずれも午前8時30分~正午

### ◆開設する課と取扱業務

- ◆戸籍住民課
  - 住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本など各種証明書の発行
  - 印鑑登録
  - マイナンバーカードの申請補助・交付
- ◆交付は戸籍住民課(市役所内線558)へ要予約
- ◆電子証明書の発行・更新
- ◆転入・転出届等住民異動届の受け付け
- ◆税務課
  - 市・県民税課税・非課税証明書、軽自動車税納税証明書の発行
- ◆注意事項
  - ①他の市区町村や関係機関との連絡を必要とする事務などは取り扱えません

転入や転出届で窓口が混み合う3月下旬から4月中旬までの土曜日に、戸籍住民課と税務課で臨時窓口を開設します。平日に来庁する時間が取れない方は、臨時窓口を利用してください。詳細は各担当課へお問い合わせください。  
◆問合せ 戸籍住民課(市役所内線367) 税務課(市役所内線379)

ので、平日に改めて来庁いただく場合があります。

- ②来庁者自身の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード)または健康保険証などをお持ちください。
- ③住民異動届をする方は、マイナンバーカードをお持ちください。
- ④印鑑登録証明書の請求には、「印鑑登録証」をお持ちください。
- ⑤戸籍の届け出は、当直室で預かります。

### 火曜日は延長窓口も

毎週火曜日は、午後7時まで窓口業務を延長しています。3月16日、23日、30日、4月6日(いずれも火曜日)の延長窓口では、通常行っていない転入・転出届などの業務も取り扱います。注意事項は前述の土曜日臨時窓口と同じです。

## 引っ越しの際は住民票の異動届を

進学や就職などで引っ越しをする方は、原則として新たに住む寮やアパートなどが住所地になります。住民票は、選挙人名簿などの登録や、行政サービスにつながる大切な情報です。引っ越しの際は市区町村役場で、転出・転入、転居届など、住所異動手続きをしてください。

### ◆手続きに必要な書類

- 本人確認書類(運転免許証など)
  - マイナンバーカード(持っている方のみ)
- ※カード受取時に設定した暗証番号も必要です。
- その他、必要な書類は個人によって異なります。詳しくは、お住まいの市区町村役場へお尋ねください。

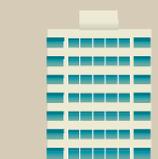
◆問合せ 戸籍住民課(市役所内線367)

### 西脇市から市外へ引っ越すとき



#### 西脇市役所で

転出の前後14日以内に、戸籍住民課で転出届を提出し、転出証明書を受け取る。



#### 引っ越し先の市区町村役場で

転居した日から14日以内に、転出証明書を添えて転入届を提出する。

### 西脇市内で引っ越すとき



#### 西脇市役所で

転居した日から14日以内に、戸籍住民課で転居届を提出する。